

建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき、次の一団地内の建築物の認定を取消しましたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

平成18年3月30日

京都市長 梶本頼兼

1 認定取消年月日及び認定取消番号

平成18年3月24日付け第11-007号

2 一団地の位置

京都市下京区西七条赤社町31番, 32番, 33番, 34番及び50番

(都市計画局建築指導部指導課)